

令和3年度における下請法の運用状況
及び
中小事業者等の取引公正化に向けた取組

令和4年5月31日
公正取引委員会

下請法の運用状況

[単位:名]

年 度	親事業者調査	下請事業者調査	合計
令和3年度	65,000	300,000	365,000
製造委託等(注1)	37,280	169,318	206,598
役務委託等(注2)	27,720	130,682	158,402
令和2年度	60,000	300,000	360,000
製造委託等	36,128	196,879	233,007
役務委託等	23,872	103,121	126,993
令和元年度	60,000	300,000	360,000
製造委託等	35,810	200,190	236,000
役務委託等	24,190	99,810	124,000

(注1)製造委託等:製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

(注2)役務委託等:情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

○下請法違反被疑事件の処理状況



[単位:件]

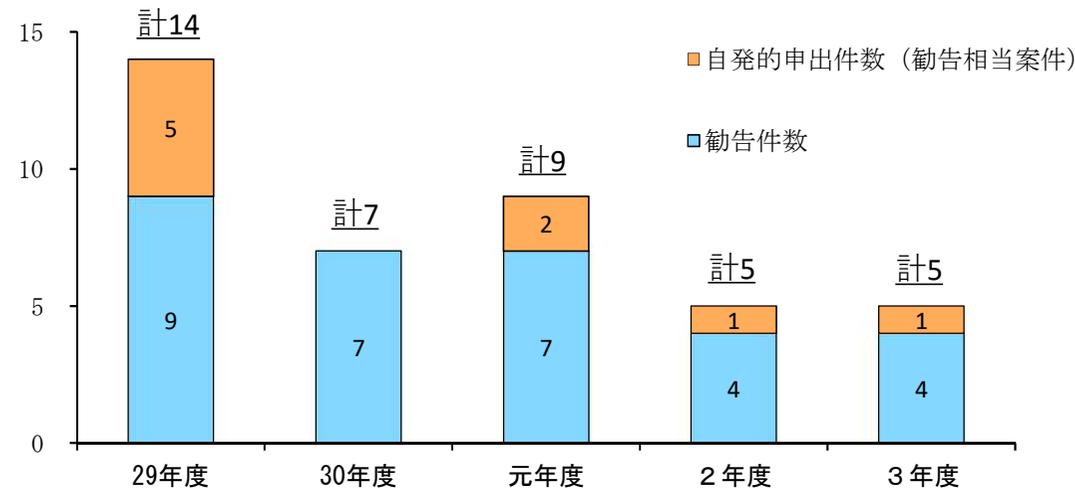
年度	新規着手件数(注1)				処理件数				
	定期調査	申告	中小企業庁 長官からの 措置請求	計	措置			不問	計
					勧告	指導(注2)	小計		
令和3年度	8,369	94	1	8,464	4	7,922	7,926	174	8,100
製造委託等	5,384	61	1	5,446	3	5,146	5,149	113	5,262
役務委託等	2,985	33	0	3,018	1	2,776	2,777	61	2,838
令和2年度	8,291	101	1	8,393	4	8,107	8,111	222	8,333
製造委託等	5,450	59	1	5,510	3	5,340	5,343	139	5,482
役務委託等	2,841	42	0	2,883	1	2,767	2,768	83	2,851
令和元年度	8,360	155	0	8,515	7	8,016	8,023	292	8,315
製造委託等	5,725	100	0	5,825	7	5,524	5,531	179	5,710
役務委託等	2,635	55	0	2,690	0	2,492	2,492	113	2,605

(注1)新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

(注2)指導件数には違反のおそれのある行為に対する指導件数を含む。

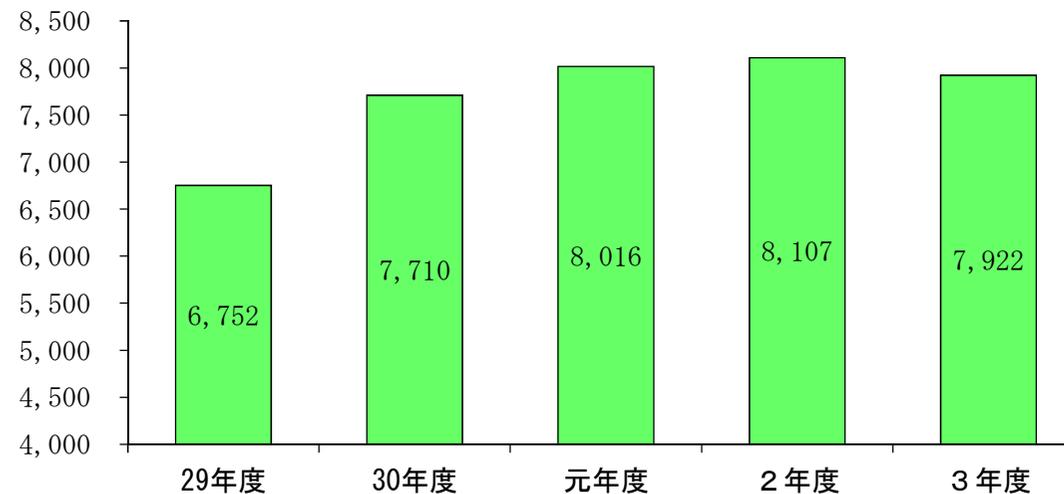
勧告件数及び自発的申出件数（勧告相当案件）の推移

[単位：件]



指導件数の推移

[単位：件]



1 買ったたきに関連するもの

輸送機械の部品の製造を下請事業者に委託している機械製造会社(本社東京都)は、下請事業者から、鋼材の仕入価格が高騰したことを理由に単価の引上げを求められたにもかかわらず、顧客が認めない限り、値上げ要請には応じないとして、下請事業者と十分に協議をすることなく一方的に従来どおりに単価を据え置いていた。

このような行為は、下請法が禁止する買ったたきに該当するおそれがあるものである。

2 新型コロナウイルス感染症に関連するもの

配電用電気機械器具の製造を下請事業者に委託している設備工事会社(本社東京都)は、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言を受け、自社の取引先から当該電気機械器具の設置工事の延期を求められたことを理由として、あらかじめ定めた納期に下請事業者の給付を受領しなかった。

このような行為は、下請法が禁止する受領拒否に該当するものである。

3 フリーランスに関連するもの

生活雑貨品のデザインの作成を個人事業主の下請事業者に委託している製造販売会社(本社大阪府)は、発注時に発注内容等を記載して下請事業者に交付すべき書面を交付していなかった。

このような行為は、下請法の書面の交付義務に違反するものである。

4 働き方改革に関連するもの

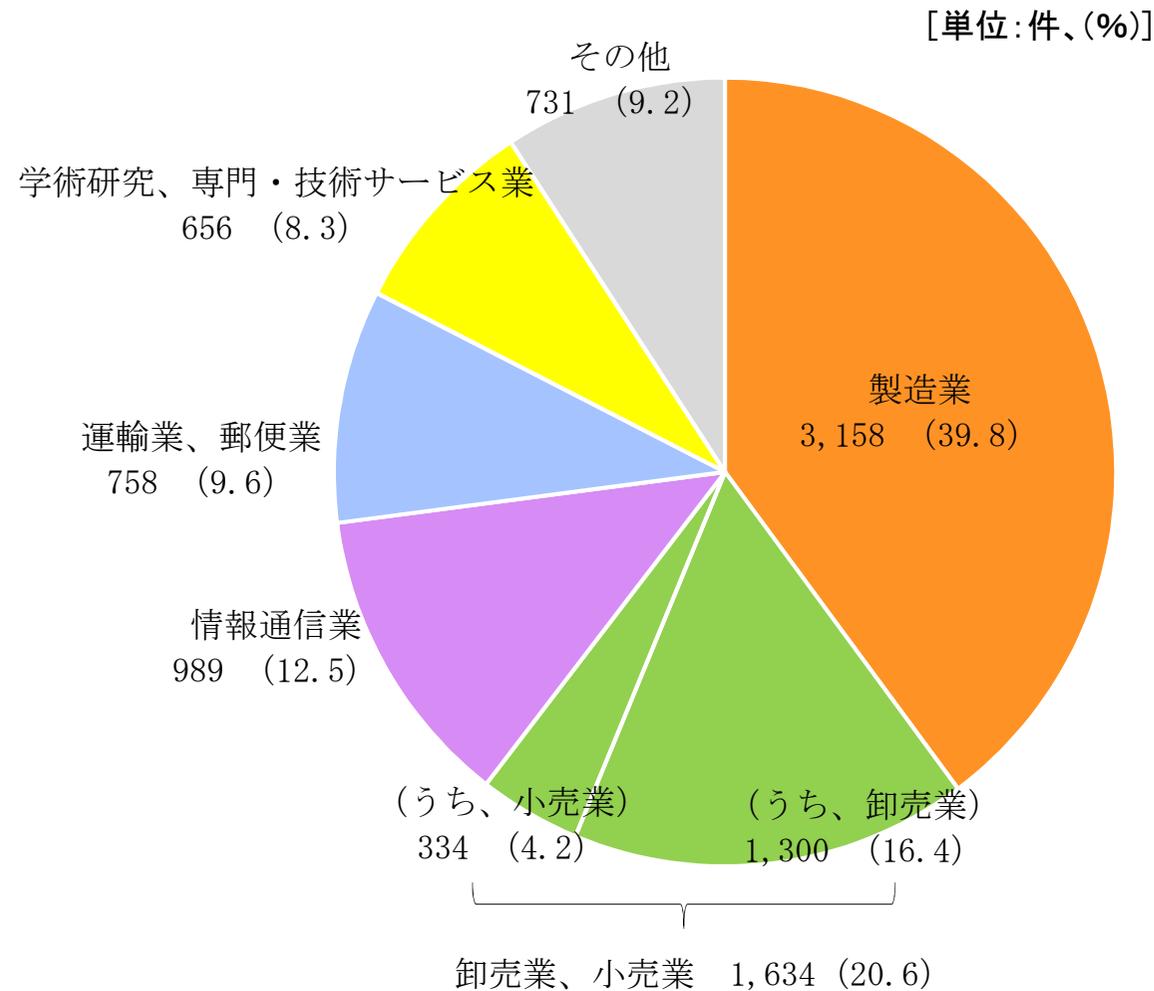
業務用空調設備の修理・保守点検を下請事業者に委託している設備機器販売会社(本社北海道)は、下請事業者に対し、自社の平日定時外における顧客への故障対応のための待機を下請事業者が無償で行わせていた。

このような行為は、下請法が禁止する不当な経済上の利益の提供要請に該当するとともに、下請事業者の働き方改革を妨げるものである。

5 金型に関連するもの

自動車メーカー向けの油圧機器等の製品、半製品、部品又はこれらの製造に用いる金型の製造を下請事業者に委託している製造会社(本社東京都)は、下請事業者に製造を委託した金型を受領してから60日を経過して下請代金を支払っていた。

このような行為は、下請法が禁止する支払遅延に該当するものである。



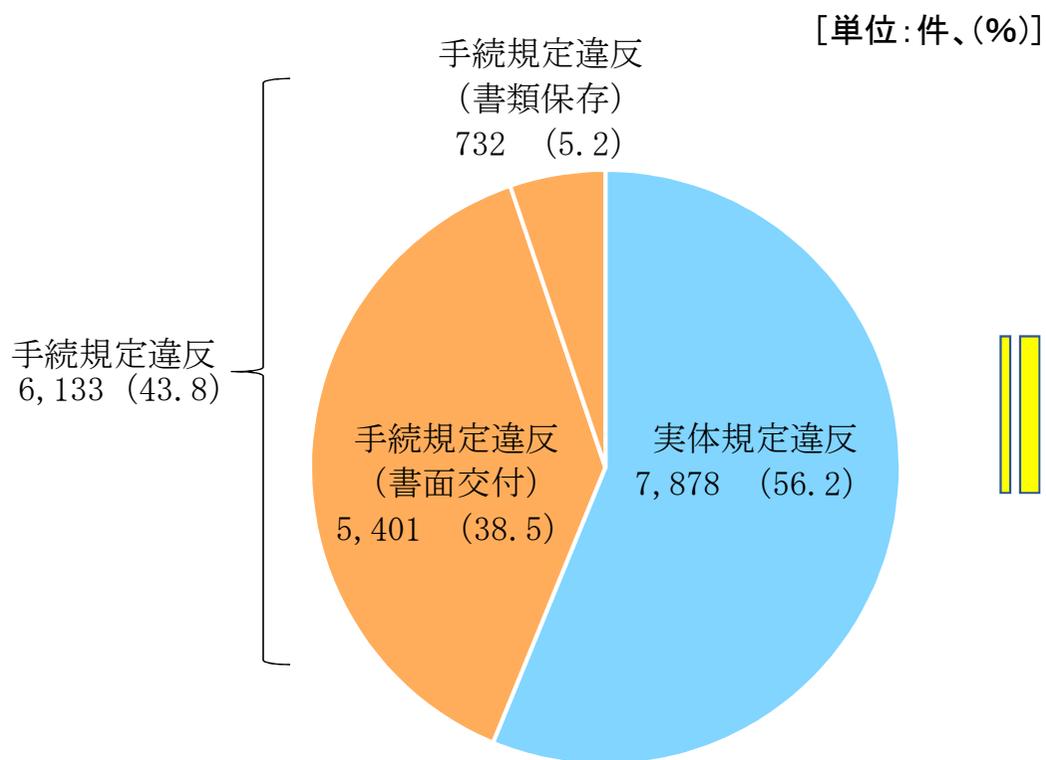
(注1) 業種は、日本標準産業分類大分類による。

(注2) ()内の数値は勧告・指導件数全体に占める比率である。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。以下同じ。

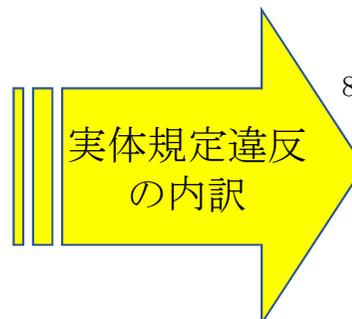
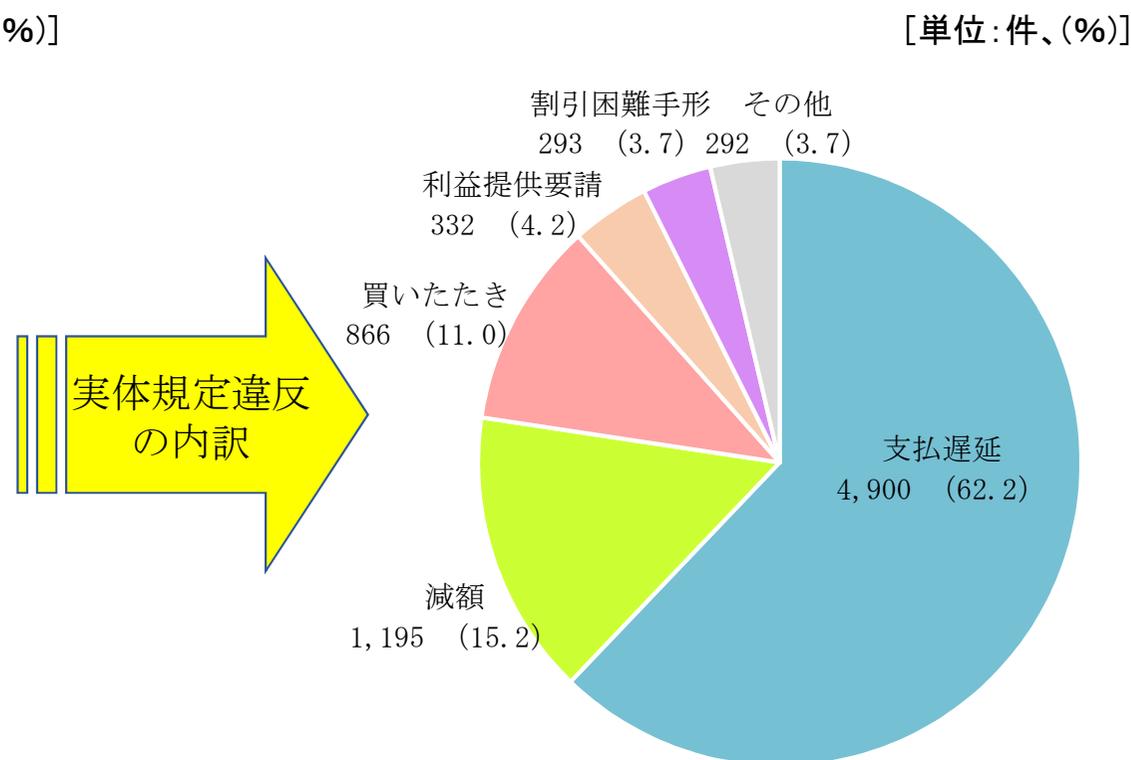
○類型別件数(14,011件)の内訳、実体規定違反件数(7,878件)の行為類型別内訳



類型別件数（14,011件）の内訳



実体規定違反件数（7,878件）の行為類型別内訳



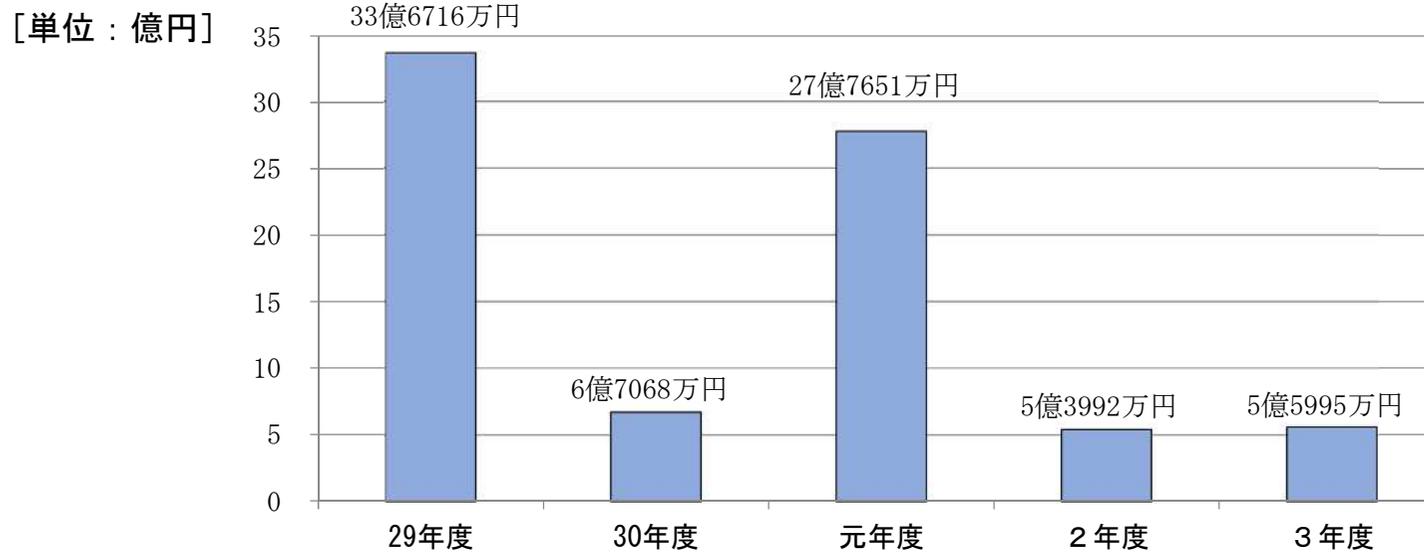
(注) ()内の数値は類型別件数の合計に占める比率である。1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と3ページの措置件数の合計とは一致しない。

(注) ()内の数値は実体規定違反件数の合計に占める比率である。

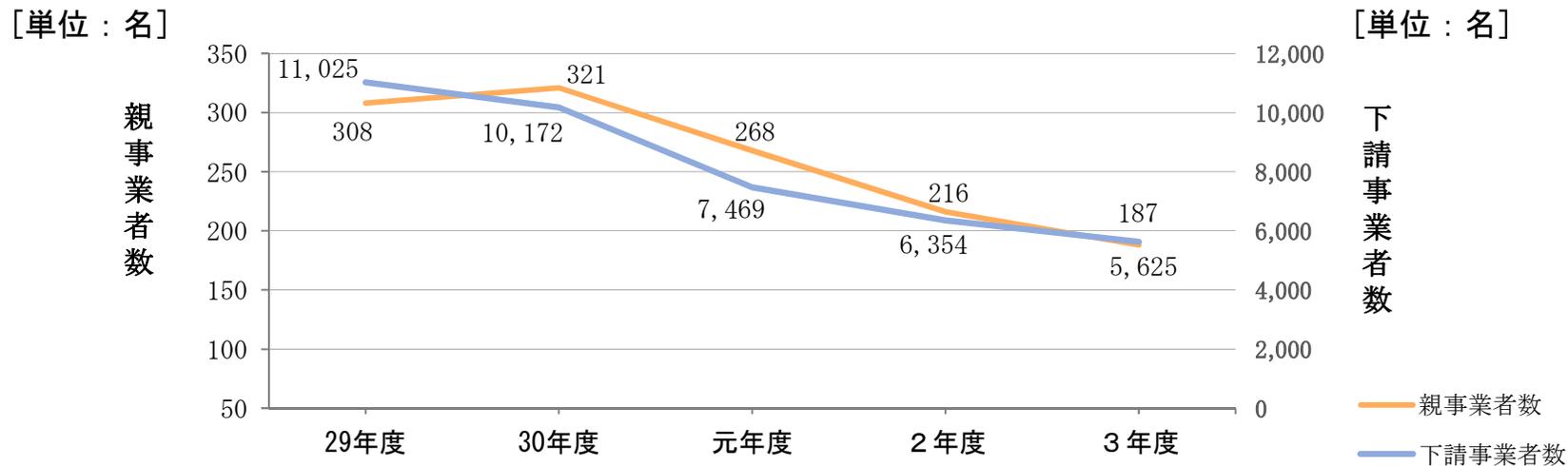


○原状回復額の推移、原状回復を行った親事業者数
・原状回復を受けた下請事業者数の推移

原状回復額の推移



原状回復を行った親事業者数・原状回復を受けた下請事業者数の推移

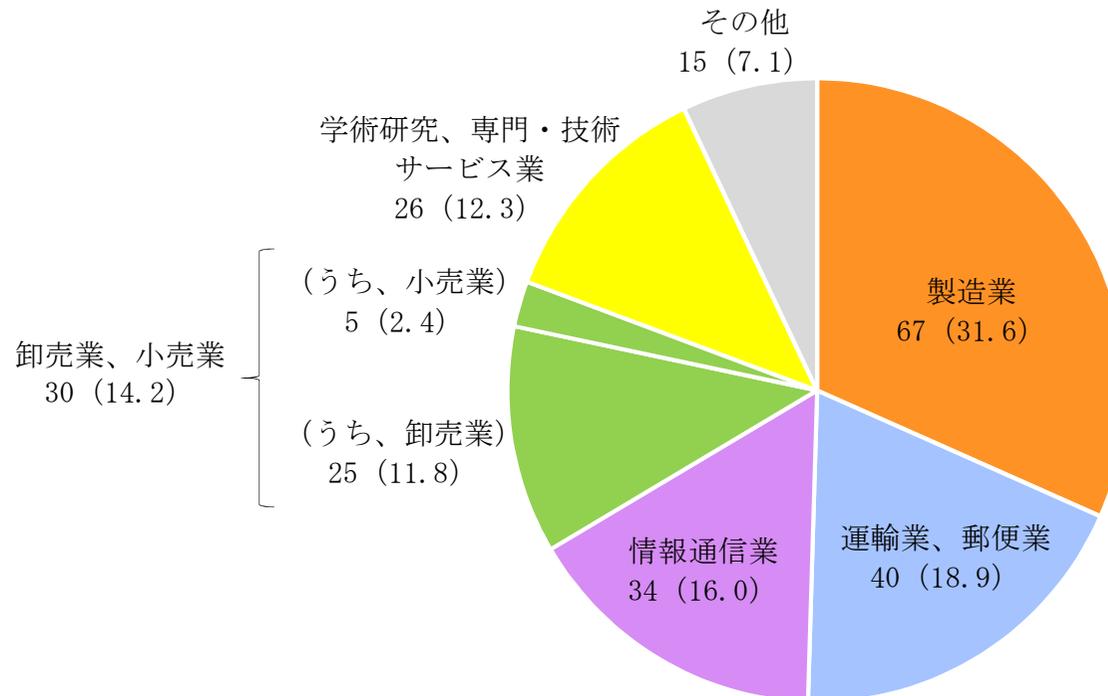


○転嫁対策に向けた集中取組期間における対応 (買ったたきについての指導 ①)

公正取引委員会は、転嫁対策に向けた集中取組期間(令和4年1月～3月)において60件の立入調査を実施するとともに、買ったたきについて212件の指導を行った。

買ったたきについて指導を行った親事業者を業種別にみると、下表(大分類)及び次ページの表(中分類)のとおり。

[単位:件、(%)]



(注1) 業種は、日本標準産業分類大分類による。

(注2) () 内の数値は買ったたきに係る指導件数全体 (212件) に占める比率である。

○転嫁対策に向けた集中取組期間における対応 (買ったたきについての指導 ②)

製造業に対する措置件数 (67件)の内訳		
業種	措置件数	割合
金属製品製造業	13件	19.4%
生産用機械器具製造業	11件	16.4%
はん用機械器具製造業	6件	9.0%
電子部品・デバイス・ 電子回路製造業	5件	7.5%
輸送用機械器具製造業	5件	7.5%
印刷・同関連業	3件	4.5%
プラスチック製品製造業	3件	4.5%
電気機械器具製造業	3件	4.5%
その他の製造業	3件	4.5%
繊維工業	2件	3.0%
化学工業	2件	3.0%
その他	11件	16.4%
合計	67件	100%

卸売業、小売業に対する措置件数 (30件)の内訳		
業種	措置件数	割合
建築材料、鉱物・ 金属材料等卸売業	10件	33.3%
機械器具卸売業	9件	30.0%
飲食料品卸売業	3件	10.0%
その他の卸売業	2件	6.7%
飲食料品小売業	2件	6.7%
その他	4件	13.3%
合計	30件	100%

その他の業種に対する措置件数 (115件)の内訳			
業種		件数	割合
運輸業、 郵便業	道路貨物 運送業	39件	33.9%
	道路貨物 運送業以外	1件	0.9%
情報 通信業	情報 サービス業	23件	20.0%
	情報 サービス業以外	11件	9.6%
学術研究、 専門・技術 サービス業	技術 サービス業	20件	17.4%
	技術 サービス業以外	6件	5.2%
サービス業	その他の事業 サービス業	5件	4.3%
	その他の事業 サービス業以外	2件	1.7%
複合 サービス業	協同組合	4件	3.5%
その他		4件	3.5%
合計		115件	100%

(注) 業種は、日本標準産業分類中分類による。

中小事業者等の取引公正化に向けた取組

「令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」の推進

- 公正取引委員会は、令和3年9月、中小事業者等への不当なしわ寄せが生じないように、取引の公正化を一層推進するため、「中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定。同年11月、現下の経済状況に適切に対応しつつ、取引の公正化をより一層推進する観点から、アクションプランを改定。
- 公正取引委員会は、令和3年12月、公正取引委員会を含む関係省庁において、「**パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ**」が取りまとめられたことを踏まえ、**令和4年3月、新たに「令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定。**
- 公正取引委員会は、今後も引き続き、関係省庁と緊密に連携を図り、中小事業者等から寄せられる情報も活用し、体制強化を行いつつ、執行強化の取組を進め、独占禁止法・下請法違反行為に対して厳正に対処していく。

① 価格転嫁円滑化スキーム

- ・ 関係省庁からの情報提供・要請の受付、違反行為情報提供フォームの運用【令和3年度末までに144件・継続実施】
- ・ 業種分析報告書を取りまとめ、道路貨物運送業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業及び輸送用機械器具製造業を重点立入業種として選定【令和4年5月実施。今後、重点的な立入調査を実施するとともに、法違反が多く認められる業種については、事業所管省庁との連名による事業者団体に対する自主点検の要請を実施】

【改正後の下請法運用基準の概要】

- 次のような方法で下請代金の額を定めることは、買ったたきに該当するおそれがある。
 - ・ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。
 - ・ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で下請事業者へに回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。

② 独占禁止法の執行強化

- 1 独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する緊急調査**
 - ・ 調査対象22業種の選定【令和4年3月実施】
 - ・ 調査開始、立入調査、事業者への文書送付、調査結果の取りまとめ【令和4年6月に10万社程度の調査票発送、夏以降に立入調査、年内目途に取りまとめ】
- 2 大企業とスタートアップとの取引に関する調査**
 - ・ 調査開始、立入調査、事業者への文書送付、調査結果の取りまとめ【令和4年6月に2万社程度の調査票発送、夏以降に立入調査、年内目途に取りまとめ】
- 3 荷主と物流事業者との取引に関する調査**
 - ・ 立入調査、荷主への文書送付【令和4年4月開始】、調査結果の取りまとめ【令和4年5月実施】
- 4 労働基準監督機関との連携強化**【令和4年4月から運用開始】
- 5 公正取引委員会の体制強化・独占禁止法の適用の明確化**
 - ・ 優越的地位濫用未然防止対策調査室の新設【令和4年2月実施】、独占禁止法Q&Aの公表【令和4年2月実施・継続周知】
 - ・ 優越Gメンの体制創設【令和4年5月実施】

③ 下請法の執行強化

- 1 買ったたきの解釈の明確化**
 - ・ 下請法運用基準の改正【令和4年1月実施・継続周知】
 - ・ 下請法Q&Aの公表【令和4年1月実施・継続周知】
 - ・ 不当なしわ寄せに関する下請相談窓口の運用、オンライン相談会の実施【継続実施】
- (不当な下請取引) ゼロゼロ 110番
電話番号 0120-060-110
【受付時間】 10:00-17:00 (土日祝日・年末年始を除く。)
- 2 買ったたきに対する取締り強化**
 - ・ 労働基準監督機関との連携強化【令和4年4月から運用開始】
 - ・ 再発防止が不十分な事業者に対する取締役会決議を経た上での改善報告書の提出要請【令和4年5月から運用開始】
 - 3 下請取引の監督強化のための情報システムの構築**【令和4年内に運用開始】
 - 4 ソフトウェア制作業・受託システム開発業の取引適正化に関する実態調査**【令和4年6月目途に調査結果を取りまとめ】
 - 5 不当なしわ寄せ防止に向けた普及啓発活動の拡充・強化**【継続実施】
 - ・ 経済団体等への各種取組の周知の働きかけ